R8 1158

正

様式第28号の3(第2条関係)(用紙　日本工業規格A4縦型)

医療法人事業報告書等届

令和８年　８月２１日

静岡県知事　鈴木康友　様

〒416-0908

医療法人の名称　医療法人社団 阿部眼科医院
主たる事務所の所在地　静岡県富士市柚木３１４番地
代表者の氏名　理事長　阿部　素郎
TEL　0545-61-5810

第１８期　令和７年会計年度（令和７年６月１日～令和８年５月３１日）の決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届け出ます。

提出書類

(1) 事業報告書
(2) 財産目録
(3) 貸借対照表
(4) 損益計算書
(5) 監事の監査報告書
(6) 経営状況に関する情報
(7) 職種別給与総額及び人数に関する情報

(注)

1　社会医療法人の場合は、次の書類を添付すること。
　医療法第42条の２第１項第１号から第６号までの要件に該当する旨を説明する書類
2　社会医療法人債を発行した医療法人の場合は、次の書類を添付すること。
(1) 純資産変動計算書
(2) キャッシュ・フロー計算書
(3) 附属明細表
(4) 公認会計士又は監査法人の監査報告書(社会医療法人に限る。)
3　貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所又は介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足りること。



〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和７年６月１日　至　令和８年５月３１日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人　阿部眼科医院

①　□ 財団　　■ 社団（ □ 出資持分なし　■ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　　□ 特定医療法人　　□ 出資額限度法人

■ その他

③　□ 基金制度採用　　■ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地　　静岡県富士市柚木３１４番地

(3) 設立認可年月日　　平成１９年　６月２１日

(4) 設立登記年月日　　平成１９年　７月　３日

２　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種　類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開　設　場　所	許可病床数
診療所	阿部眼科医院	2212310953	静岡県富士市柚木 314 番地	一般病床　４床

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実　施　場　所	備　　考
該当なし		

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種　　類	実　施　場　所	備　　考
該当なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和７年　７月２５日　令和６年度（令和６年６月１日～令和７年５月３１日）決算の決定

令和８年　５月３１日　令和８年度（令和８年６月１日～令和９年５月３１日）の事業計画及び収支予算の決定

様式２

法 人 名	医療法人社団　阿部眼科医院
所 在 地	静岡県富士市柚木３１４番地

※医療法人整理番号					

財　　産　　目　　録

（令和８年５月３１日現在）

1. 資　　産　　額　　７１，６６８　千円
2. 負　　債　　額　　４４，３４１　千円
3. 純　資　産　額　　２７，３２７　千円

（内　訳）　　（単位：千円）

区　　分		金　　額
A 流 動 資 産		５３，３２６
B 固 定 資 産		１８，３４２
C 資 産 合 計	（A＋B）	７１，６６８
D 負 債 合 計		４４，３４１
E 純　資　産	（C－D）	２７，３２７

（注）　財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　　地	（ □ 法人所有	■ 賃貸	□ 部分的に法人所有	（部分的に賃借）
建　　物	（ □ 法人所有	■ 賃貸	□ 部分的に法人所有	（部分的に賃借）

様式３－４

法人名	医療法人社団　阿部眼科医院	※医療法人整理番号
所在地	静岡県富士市柚木３１４番地	

貸　借　対　照　表

（令和８年５月３１日現在）

（内　訳）　　（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	53,326	Ⅰ 流動負債	35,549
Ⅱ 固定資産	18,342	Ⅱ 固定負債	8,792
1 有形固定資産	18,267	負債合計	44,341
2 無形固定資産		純資産の部	
3 その他の資産	75	科目	金額
		Ⅰ 資本金	5,000
		Ⅱ 資本剰余金	
		Ⅲ 利益剰余金	22,327
		Ⅳ 評価・換算差額等	
		純資産合計	27,327
資産合計	71,668	負債・純資産合計	71,668

様式４－２

法 人 名	医療法人社団　阿部眼科医院
所 在 地	静岡県富士市柚木３１４番地

※医療法人整理番号 | | | | | |

損　益　計　算　書

（自 令和７年６月１日　至 令和８年５月３１日）

（内　訳）　　（単位：千円）

科目	金額
Ⅰ 事業損益	
Ａ 本来業務事業損益	
１ 事業収益	１９８,７５９
２ 事業費用	２０２,４９４
本来業務事業損失	３,７３５
事業損失	３,７３５
Ⅱ 事業外収益	１,５１８
Ⅲ 事業外費用	５０７
経常損失	２,７２４
Ⅳ 特別利益	
Ⅴ 特別損失	
税引前当期純損失	２,７２４
法人税等	７１
当期純損失	２,７９５

（注）　１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式５

監　事　監　査　報　告　書

医療法人社団 阿部眼科医院
理事長　阿部　素郎　　殿

私（注１）は、医療法人社団 阿部眼科医院の令和７年会計年度（令和７年６月１日から令和８年５月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注２）の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。

(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。

(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和８年７月２５日
医療法人社団 阿部眼科医院
監事　　北川　美智子 [redacted]

（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。
（注２）社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。